

秋の全国火災予防運動

平成17年度全国統一標語

# 「あなたです火のあるくらしの見はり役」

11月9日(水)から15日(火)まで秋の全国火災予防運動が実施されます。

火災予防運動は、火災が多く発生しやすくなる時季を迎え、市民の防火に対する関心を高め、火災から尊い生命を守り、かつ貴重な財産の損失を防ぐことを目的としています。

市消防本部では期間中、次のような催しや活動を行います。

## 火災予防運動展

期間 11月9日(水)～15日(火)



防火服を着てみよう

会場 成田ユアエルム1階セン  
タープラザ

「火の用心」コンサート  
市消防音楽隊によるプラスバンド演奏を実施

○住宅防火対策展  
住宅防火対策のためのパンフレット配布、住宅用火災警報器・防炎物品などの住宅防火に関する展示

○消防広場  
子供も大人も楽しみながら学べる住まいの防火教室、住宅防火対策コーナー、わが家の防災コーナー、救急・災害対応資機材コーナーなど

○防火ポスター展  
市内の小中学校の児童・生徒を対象にした、防火ポスターの入賞作品を展示します。

○一般家庭の防火診断  
期間中に消防職員が次の地区の家庭を訪問して、ガス器具や暖房器具などの火気使用が適切かどうかの診断と防火の相談を行います。

○そのほか防災コーナーを設置

○東和田、堀之内、小青、山之作、長田、御所の内：成田消防署

## 防災フェスタ2005

会場 成田ユアエルム1階セン  
タープラザ

○北羽鳥、南部、北部：飯岡分署

○防火ポスター展表彰式  
市長賞など特別賞15点  
日時 11月12日(土) 午前11時から

○本城：三里塚消防署  
○玉造6丁目、南平台、上福田：赤坂消防署

防火診断に伺う職員は、名札と腕章を付け身分証明書を携帯しています。

## 老朽化消火器の処分

相次いで発生した、消火器の破裂事故の再発を防止するため、住宅などにある老朽化した消火器を有料で処分します。

○期間 11月9日(水)～15日(火)  
午前9時～午後5時(土・日曜を除く)

○場所 市消防本部予防課  
○料金 1,000円(処分料)  
回収した消火器は、(社)日本消火器工業会会員各社などで適正に処理されます。

## 危険物の安全対策

市消防本部管内の道路において通行中の移動タンク貯蔵車を対象に、警察と合同で立入検査を行います。

火災予防運動期間中の防火相談は、消防本部予防課が最寄りの消防署へ。

消防本部予防課	☎ 20	1 5 9 1
成田消防署	☎ 20	1 5 9 4
飯岡分署	☎ 36	0 1 1 9
三里塚消防署	☎ 35	1 0 0 7
赤坂消防署	☎ 26	3 2 1 0

新成田市」の市章デザイン

## アンケート調査を実施

成田市・下総町・大栄町合併協議会では、平成18年3月に誕生する新成田市」の市章デザインを募集し、1,249点の応募をいただきました。応募作品については、成田市市章候補選考委員会で選考を行い、選考された5点の候補作品について、住民アンケート調査を実施します。

対象作甲 5点 11月15日発行の合併協議会だよりまたは同協議会ホームページを(ご覧ください)  
投票資格 1市2町に住所を有する人  
投票期間 11月15日(火)～12月15日(木)

投票方法などくわしくは合併協議会だより(第14号)、合併協議会ホームページ( <http://www.nar-shinotai.jp> ) または合併協議会事務局(市役所3階・☎ 20 1 5 4 6 )へ。

動物による危害防止対策強化月間

飼い主は愛情と責任をもって

犬・猫による危害・被害があとを絶たないことから、千葉県では11月1日(火)から30日(水)まで県下一斉に、「動物による危害防止対策強化月間」を実施します。動物を飼っている人は、次の事項を必ず守るようお願いいたします。

- 捨て犬・捨て猫の禁止  
捨て犬・捨て猫による苦情が多く寄せられています。ペットは家族の一員です。決して捨ててはいけません。
- 動物をみだりに捨てること、動物の愛護及び管理に関する法律により罰せられることがあります。
- 犬・猫の引き取り  
やむを得ない理由により、どうしても飼えなくなった犬・猫については、猫の引き取り



ほくも家族の一員です

いては、動物愛護センターに引き取ってもらおう方法もあります。

- 避妊・去勢のすすめ  
犬や猫を飼っている人で、繁殖を希望しない人は、避妊・去勢の手術をお勧めします。
- 犬の放し飼いはしない  
犬の放し飼いは、人への危害や農作物の被害の原因となります。犬の放し飼いは絶対にしないでください。

- 犬のこづ働届  
飼い犬が人をかんだときは、飼い主が保健所に届け出する義務があります。
- 犬の散歩  
犬の散歩は引き綱をつけて、犬の急な動きを制御できる人が行うようにし、犬の排せつ物は飼い主の責任で必ず始末してください。

- また、猫についても他人の敷地などで排せつすることのないよう飼い主は十分注意してください。
- 危険な動物の飼養許可  
カミツキガメ・ヘビ・サルなど危険な動物に指定されている動物を飼育する場合は、保健所長の許可が必要です。

くわしくは印旛保健所成田支所  
(☎26 7231)または県動物  
愛護センター(☎98 5711)  
へ。

中央公民館と遠山公民館

市民課分室もご利用ください

市民課の分室が中央公民館赤坂分室と遠山公民館(遠山分室)にあります。それぞれの分室で取り扱う業務と受付日時は次のとおりです。最寄りの分室をどうぞご利用ください。

- 赤坂分室 ☎26 3327
- 取り扱う業務  
○住民票・住所証明・記載事項証明の交付、年金証明(ハガキなど)
- 印鑑登録証明書の交付(印鑑登録はできません)
- 戸籍や除籍の謄本・抄本、附票の写しの交付
- 転入・転出・転居などの住民異動届
- 外国人登録原票記載事項証明書の交付

- 受付日時 月々金曜日の午前8時30分～午後5時(祝日、年末年始は除く)
- 遠山分室 ☎35 2000
- 取り扱う業務  
○住民票・住所証明・記載事項証明の交付、年金証明(ハガキなど)

○印鑑登録証明書の交付(印鑑登録はできません)

- 外国人登録原票記載事項証明書の交付  
受付日時 月々金曜日の午前8時30分～午後5時(公民館の休館日、祝日、年末年始は除く)

くわしくは市民課 ☎20 1525へ。

大気汚染防止

冬季対策にご協力を

冬季は大気汚染物質がよどみやすい気象条件が多くなることから、市および県内市町村では11月から1月までを期間として窒素酸化物の排出削減対策を実施します。皆さんの家庭でも、燃焼系暖房器具の温度設定を低く(20度)する、自動車の使用を控えるなど、窒素酸化物の削減に努めましょう。

- ・水曜日は自動車での通勤や買い物は控えましょう
- ・アイドリング・ストップ駐・停車時のエンジン停止)に努めましょう

くわしくは環境対策課 ☎20 532へ。

建築物等実態調査

ご協力をお願いします

国土交通省では、都道府県および市区町村の協力のもと、最近における建築物および住宅の建築状況などを調査し、住宅・建築行政などの基礎資料にすることを目的として、「建築物等実態調査」を実施しています。



調査にご協力を

ことしは、11月1日(火)から21日(月)の期間に不動ヶ岡、東和田、南羽鳥の各地区の一部に調査員が伺います。調査の内容については統計に関する以外には使用しませんので、皆さんのご協力をお願いいたします。

くわしくは建築指導課 ☎20 564へ。

タウン・ミーティング

市長と  
市民の集い

皆さんの市政に対する生の声を聞き、「市民参加のまちづくり」を進めるために開催している、タウン・ミーティング。  
今年度、第3回目を開催いたします。

市長と直接、意見交換ができます。ぜひご参加ください。

日時：11月25日(金) 午前10時から

会場：市役所1階ロビー  
テーマ

- ・北側延伸と空港問題
- ・今日的課題について

くわしくは市民支援課 ☎ 201507へ。

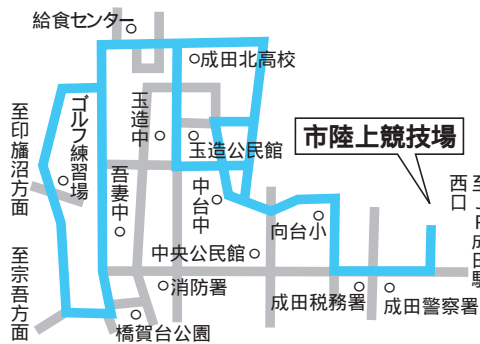
成田POPラン大会

交通規制が行われます

成田ニュータウンおよびその周辺道路を利用して、成田POPランマラソン大会が開催されます。当日は交通規制が行われますので、ご協力をお願いします。

日時：11月6日(日) 午前10時～

正午  
規制場所：左図のとおり



くわしくは生涯スポーツ課 ☎ 201584へ。

年末調整などの説明会

法人と個人の  
白色申告者を対象に

法人および個人の白色申告者を対象に、「平成17年分の年末調整・法定調書及び給与支払報告書の提出について」の説明会を次のとおり開催します。

なお、個人青色申告者には、12月に青色申告決算説明会を予定しています。

日時：11月18日(金) 午前の部：午前10時から、午後の部：午後

1時30分から  
会場：中央公民館講堂

くわしくは成田税務署法人課税第二部門 ☎ 28 5151 または市税務課 ☎ 20 1513へ。

検察審査会

こんなときこそ  
検察審査会へ

交通事故や詐欺、脅しなどの犯罪被害に遭い、警察や検察庁に訴えたが、検察官がその事件を起訴してくれない。

検察審査会制度とは、このよう  
な不起訴処分不服のある人の申し立てを受け、事件を調べ直し、

検察審査員に選ばれたらご協力を

検察官の処分の善しあしを審査する制度です。相談や申し立てについての費用は一切無料で、秘密は固く守られます。

検察審査会は、選挙人名簿の中からくじで選ばれた11人の審査員

によって構成されます。あなたもいつか審査員に選ばれることがあるかもしれません。審査員に選ばれたときは、市民の代表としてご協力をお願いします。

ただし、司法関係の仕事に従事している人などは、審査員にはな

ペットボトルの出し方



ペットボトルは各地域リサイクル団体およびペットボトル店頭回収協力店へ。くわしくはクリーン推進課 ☎ 20 1530へ。

ペットボトルの回収にご協力を

11月の水道水の排水作業日程

水道部では水質維持のため、次のとおり水道水の排水作業を行います。予定地区では、一時的に減水・濁りなどが発生することもありますのでご了承ください。

なお、受水槽を使用している場合は、万一に備え適切な措置をお願いします。

作業日	予定地区	予定時間
11月14日(月)	並木町(大久保台・野沢台・成瀬台)地区	午後10時 ～ 午前4時
11月15日(火)	並木町(沢山・日本松)地区	
11月16日(水)	飯田町地区	

くわしくは市水道部工務課 ☎ 22-0269へ。

くわしくは千葉検察審査会事務局(千葉地方裁判所内) ☎ 043 222 0165へ。

れませんが、市選挙管理委員会では審査員候補者を選定するために、予定者となった人に職業などの調査をさせていただきます。該当者には11月上旬に調査表を送りますのでご協力をお願いします。



# 心の健康、応援します 困りごと・悩みごと相談室

一人で悩んでいないで相談してみませんか？

毎日の生活の中で、疑問に思っていること、だれかに相談したいと思っていることはありませんか。市などでは、そんなあなたの要望に応え、各種相談を行います。相談は無料で秘密は厳守されます。この機会に日ごろ感じている疑問や悩みを解消してみたいかがですか。



## 相 談 日

相 談 名	期 日	時 間	場 所	問い合わせ先
市民相談 行政に関すること)	月～金曜日	8:30～17:00	市役所2階相談室	市民支援課市民相談室 ☎20-1507 相談日が祝日と重なる場合はお問い合わせください。
市民生活相談 家事・民事)	月・木曜日	9:00～16:00	〃	
法律相談 予約制・市内在住の人) (裁判所で係争中の事件は除く)	水曜日	13:00～16:00	〃	
もめごと・なやみごと・苦情相談 (人権・行政相談)	22日(火)	10:00～15:00	市役所2階201会議室	
不動産相談	15日(火)	10:00～12:00	〃	
税務相談	15日(火)	10:00～15:00	市役所2階相談室	
外国人相談 英語・中国語・ スペイン語・ポルトガル語)	10日(木)・24日(木)	13:00～16:00	市役所2階201会議室	
市民よろず相談	19日(土)・20日(日)	9:30～16:00	国際文化会館 (産業まつり会場)	県行政書士会印旛支部 作田義美さん☎23-3286
女性就業 内職 相談 (来所前に要電話)	水・金曜日	10:00～16:00	市役所2階 女性就業相談室	商工観光課☎22-1111 内線2724
高齢者職業相談	月～金曜日	8:30～17:00	市役所2階 高齢者職業相談室	商工観光課☎22-1111 内線2725
パートタイマー職業相談	月～金曜日	8:30～17:00	パートサテライト (商工会館1階)	パートサテライト ☎22-8281
消費生活相談	月～金曜日	10:00～16:00	消費生活センター (市役所2階)	消費生活センター ☎23-1161
商工業者法律相談 予約制)	15日(火)	10:00～12:00	商工会館2階相談室	商工会議所☎22-2101
年金相談	水曜日	10:00～15:00	市役所1階相談室	保険年金課☎20-1526
交通事故相談	1日(火)	10:00～15:00	市役所4階402会議室	交通防犯課☎20-1527
心配ごと相談	木曜日	10:00～15:00	保健福祉館会議室	社会福祉協議会☎27-7755
酒害相談	17日(木)	9:00～12:00	〃	〃
家庭児童相談	月～金曜日	9:00～16:00	市役所1階家庭児童相談室	児童家庭課☎20-1538
戦没者遺族相談	28日(月)	10:00～15:00	市役所1階相談室	社会福祉課☎20-1536
健康体力相談	1日(火)	9:00～12:00	市体育館	市体育館☎26-7251
就学相談 予約制)	月・火・木曜日	9:00～17:00	市役所5階会議室	教育指導課☎20-1582
教育相談 予約制)	火曜日	9:00～16:00	成田市教育センター	教育センター ☎20-2922
教育相談 不登校相談も)	月～金曜日	9:00～16:00	成田市ふれあいるーむ21	教育相談室☎20-1414
巡回子ども相談 予約制)	11日(金)	10:00～15:00	子ども館相談室	県中央児童相談所 ☎043-253-4101